

行 動 指 針

1. 行動の原則
経営活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。
2. 人権の尊重及び海外各国の慣習ならびに文化の尊重
 - a. 事業活動を行うすべての国や地域において人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、信条、障害の有無などいかなる理由による差別を排除するとともに、強制労働及び児童労働を禁止する。
 - b. すべての国や地域、民族の慣習ならびに文化を尊重する。
3. 反社会的勢力との関係
 - a. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力とは、一切関係を持たない。
 - b. 反社会的な勢力に対して経済的な利益を供与せず、あらゆるトラブルに対しても全社をあげて立ち向かう。
4. 安全で高品質の商品・サービスの提供
優れた技術と豊かな経験をもとに、安全かつ高品質の商品・サービスを開発し、これを取引先に提供する。
5. 適正な表示
取引先に提供する商品・サービスについては、その品質、内容等を正しく表示する。
6. 公正な競争
 - a. すべての取引において、公正で自由な競争を行う。
 - b. 商品、サービス等の販売活動及び原材料、部品等の調達活動について、会社及び役員、従業員等ならびに第三者の利益を図る不正な手段は使用しない。
7. 贈答・接待への考え方
 - a. 政治、行政またはこれに準ずる者との間において、健全かつ正常な関係を保持するとともに、違法な政治献金、違法な利益供与及び贈答、接待等の供与はしない。
 - b. すべての取引先に対して、社会通念を超える贈答、接待等は行わず、またすべての取引先から社会通念を超える利益供与は受領しない。
8. 企業情報の提供
取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供する。
9. 秘密情報の管理
 - a. 秘密情報を法令等に従って厳重に管理し、正当な目的以外に使用しない。
 - b. 不正な方法で情報を入手しない。
10. 知的財産の尊重
 - a. 保有する知的財産の重要性を認識し、権利の活用と保護に努める。
 - b. 他者が保有する知的財産の無断使用等の権利侵害はしない。
11. 会社資産の保護
会社の物品、資金、秘密情報及び知的財産等の会社資産について、適正な使用及び管理をし、役員及び従業員等に私的な目的で使用させない。
12. 環境問題への取り組み
環境問題の重要性を認識し、資源の有効活用、省エネルギーなどへ積極的に取り組むことにより、社会に貢献する。
13. 従業員等の職場環境
 - a. 職場における従業員等の安全及び健康の確保ならびに快適な職場環境の形成に努める。
 - b. 従業員等一人ひとりの人権を尊重するとともに主体性と創造力を大切に、個性・意欲・能力を最大限に発揮できる企業風土を醸成する。また、労働条件の向上を図り、従業員等の経済的、精神的、時間的なゆとりと豊かさの実現に努める。
14. 地域社会との交流
良き企業市民として地域社会との密接な連携と協調を図り、地域社会発展に努める。
15. 行動指針の周知徹底
 - a. 本行動指針について、社内に周知徹底を図るとともに、社内の体制整備に努める。
 - b. 各取引先に対しても、本行動指針の理解ならびに賛同に努める。
16. 顧客・取引先等との信頼関係
 - a. 顧客・取引先等からの意見や苦情を真摯に受け止め、サービスの向上につなげる一方、社会通念上許容される範囲を超え、従業員等の人格や尊厳を損なう行為に対しては、毅然と立ち向かう。
 - b. 顧客・取引先等の人格と尊厳を尊重し、いかなる場合においても、相手を威圧、侮辱するなどの行為は行わず、健全で良好な信頼関係を築くことを大切にする。